

令和4年度

松伏町情報公開制度実施状況 松伏町個人情報保護制度施行状況 報告書

	ページ
松伏町情報公開制度実施状況報告書	・・・ 1
松伏町個人情報保護制度施行状況報告書	・・・ 5
松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況	・・・ 8

松伏町

令和4年度 松伏町情報公開制度実施状況報告書

松伏町では、町民の皆様の知る権利を保障するため公文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を町民の皆様に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の皆様の町政への参加を促進し、町民の皆様の的確な理解の下に公正で透明な開かれた町政の推進に寄与するために、松伏町情報公開条例に基づき、公文書の開示を実施しています。

1 公文書の開示の実施状況

松伏町情報公開条例に基づく令和4年度の公文書の開示請求の件数は7件（令和3年度は3件）で、開示請求の対象となった公文書数は9件（令和3年度は6件）でした。実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。部分開示を含め、文書不存在等による不開示を除いた開示率は、100パーセント（令和3年度は100パーセント）となっています。

なお、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 () は令和3年度

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	計
町 長	7 (3)	2 (0)	1 (4)	6 (2)	9 (6)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	7 (3)	2 (0)	1 (4)	6 (2)	9 (6)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

表2 請求者の区分別件数

請求者の区分	請求件数
町内に住所を有する個人	0件
町内に住所を有する法人	0件
町外（埼玉県内）に住所を有する個人	1件
町外（埼玉県内）に住所を有する法人	1件
県外に住所を有する個人	0件
県外に住所を有する法人	5件
合 計（表1の受付件数と合致します。）	7件

※ 開示請求書に記載されたものを集計したものです。

表3 課別の処理状況

課 名		処理件数			
		開示	部分開示	不開示(不 存在を含む。)	計
町 長	総 務 課	0件	0件	0件	0件
	企 画 財 政 課	0件	0件	0件	0件
	住 民 ほ け ん 課	0件	0件	3件	3件
	税 務 課	0件	0件	1件	1件
	いきいき福祉課	0件	0件	0件	0件
	すこやか子育て課	0件	1件	0件	1件
	環 境 経 済 課	1件	0件	2件	3件
	新市街地整備課	0件	0件	0件	0件
	まちづくり整備課	1件	0件	0件	1件
教育委員会	教 育 総 務 課	0件	0件	0件	0件
	教 育 文 化 振 興 課	0件	0件	0件	0件
議 会	議 会 事 務 局	0件	0件	0件	0件
合 計		2件	1件	6件	9件

2 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された公文書の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は、一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表4のとおりです。

表4 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

申立件数	却 下	決定取消等公開	審査会への諮問件数		
			全部公開	一部公開	非公開
0	0	0	0		
			0	0	0
			0	0	0

3 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表5のとおりです。

表5 開示請求の処理状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間）

No.	請求月日	実施機関 (所管課)	開示請求をする公文書名又は内容	対象公文書の名称	決定内容	部分開示 及び 不開示理由	決定月日
1	4月26日	町長 (住民ほけん課)	2022年1月1日から2022年3月31日までの間の住居表示(住居番号)の付定状況(付定日又は受付日・住居番号・地番)が分かる資料(別紙のとおり)	2022年1月1日から2022年3月31日までの間の住居表示(住居番号)の付定状況(付定日又は受付日・住居番号・地番)が分かる資料	不開示(不存在)		5月9日
2	5月31日	町長 (環境経済課)	1. 電気柵・メッシュ(防護)柵の購入に使用する予算の内訳が分かる書類 2. 1以外の狩猟(有害鳥獣対策)商品(箱罾、くくり罾、止め刺し、ICT関連用品等を含む)購入に使用する予算の内訳が分かる書類 3. 中山間地域等直接支払対策事業及び多面的機能支払対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類	1. 電気柵・メッシュ(防護)柵の購入に使用する予算の内訳が分かる書類	不開示(不存在)		6月10日
				令和4年度 歳出予算見積書(当初予算)経常経費(野生鳥獣の防除に関する消耗品に係る部分)	開示		
				3. 中山間地域等直接支払対策事業及び多面的機能支払対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類	不開示(不存在)		
3	6月6日	町長 (すこやか子育て課)	3月下旬頃に全国有志医師の会より「子どもへのコロナワクチン接種中止についての要望書」が内容証明で、他の関連資料が送られていると聞きました。内容証明で送られた要望書について情報公開してください。	5～11歳の子どもへのワクチン接種中止及び副反応情報等の周知徹底を求める要望書(全国有志医師の会が提出したものの)	部分開示	条例第6条第1号	6月9日

4	8月1日	町長（住民ほけん課）	2022年4月1日から2022年6月30日までの間の住居表示（住居番号）の付定状況（付定日又は受付日・住居番号・地番）が分かる資料（別紙のとおり）	2022年4月1日から2022年6月30日までの間の住居表示（住居番号）の付定状況（付定日又は受付日・住居番号・地番）が分かる資料	不開示（不存在）		8月8日
5	10月11日	町長（まちづくり整備課）	「町道6号線舗装修繕工事」に係る金入り設計書並びに同工事発注時積算に関わる資料 1. 0式 ・金入り設計書 ・数量計算書 ・見積徴収資料 等	令和3年度工事設計書及び数量総括表（町道6号線舗装修繕工事）	開示		10月24日
6	12月15日	町長（税務課）	松伏町全域土地地番図 令和4年現在最新シェープファイル（Shape file等GISで読み込み可能な形式）	地番図データ（shape形式）（令和4年1月1日現在のもの）	不開示	条例第6条第1号	12月22日
7	1月17日	町長（住民ほけん課）	2022年7月1日から2022年12月31日までの間の住居表示（住居番号）の付定状況（付定日又は受付日・住居番号・地番）が分かる資料（別紙のとおり）	2022年7月1日から2022年12月31日までの間の住居表示（住居番号）の付定状況（付定日又は受付日・住居番号・地番）が分かる資料	不開示（不存在）		1月23日

令和4年度 松伏町個人情報保護制度施行状況報告書

松伏町個人情報保護条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、町の実施機関に対して個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

なお、令和5年4月1日から、個人情報保護制度は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく全国的な統一ルールによる運用となります。

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をする場合は、松伏町個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や利用目的、記録範囲等を記載した個人情報ファイル保有開始（通知事項変更）通知書を町長に届け出なければなりません。

この通知書に基づいた個人情報ファイルは、本庁舎1階町政情報コーナーで閲覧することができます。なお、松伏町個人情報保護条例に基づく個人情報ファイル簿の総数は表6のとおりです。

表6 個人情報取扱事務の登録件数（令和5年3月31日現在）

個人情報ファイル簿	205
-----------	-----

2 保有個人情報の開示等の実施状況

松伏町個人情報保護条例に基づく令和4年度の保有個人情報の開示請求等の件数は0件（令和3年度は4件）でした。

なお、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表7、課別の処理状況は表8のとおりです。

表7 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況（ ）は令和3年度

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示（不存在を含む。）	計
町長	0 (4)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (4)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監査委員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農業委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

固定資産評価 審査委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
議 会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	0 (4)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (4)

※ 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

※ 保有個人情報の訂正の実施状況については実績がありませんでした。

※ 保有個人情報の利用停止の実施状況については実績がありませんでした。

表8 課別の処理状況

課 名	処理件数			
	開示	部分開示	不開示(不存 在を含む。)	計
合 計	0	0	0	0

3 行政不服審査法に基づく審査請求の件数及び処理状況

開示請求された保有個人情報の開示等の決定処分（請求した文書を町が不開示処分とした場合等）について、不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、町に対し審査請求をすることができます。この場合は一部の事例を除き、町はその決定内容が妥当であるかどうか松伏町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することになります。同審査会への諮問状況は表9のとおりです。

表9 松伏町情報公開・個人情報保護審査会への諮問状況

区 分	申立件数	却 下	決定取消等開示	審査会への諮問件数		
				0		
				全部開示	一部開示	不開示
開示関係	0	0	0	0	0	0
区 分	申立件数	却 下	決定取消等訂正	審査会への諮問件数		
				0		
				全部訂正	一部訂正	不訂正
訂正関係	0	0	0	0	0	0
区 分	申立件数	却 下	決定取消等訂正	審査会への諮問件数		
				0		
				利用停止	消去	提供停止
利用停止 関係	0	0	0	0	0	0

4 開示請求の処理状況

開示請求の処理状況は、表10のとおりです。

表 1 0 開示請求の処理状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間）

No.	請求月日	実施機関	請求に係る保有個人情報の名称等	対象保有個人情報	決定内容	部分開示及び 不開示理由	決定月日
令和4年度は、松伏町個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示請求がありませんでした。							

令和4年度 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に対する町の決定処分について、不服があった場合の救済機関で、実施機関からの諮問に応じて審査を行い、答申する町長の附属機関です。

諮問した実施機関は、松伏町情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して、不服申立てについての決定を行います。

松伏町情報公開・個人情報保護審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています。任期は2年で再任が可能です。

2 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

令和4年度における松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況は、表1-1のとおりです。

表1-1 松伏町情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

	開催日	主な内容
	令和4年度は、開催されませんでした。	